

令和元年7月1日より、

建築基準法第7条の3に基づく「中間検査に関する規定」を、  
一部改正します。

## ○改正概要

<建築基準法第7条の3に基づく中間検査に関して、申請書に添える様式を改正>

(令和元年6月28日まで)

特定工程<sup>\*</sup>に使用した材種や材料強度等を主に記載する書類を添付することとしてきました。

※特定工程…中間検査の対象となる、鉄筋コンクリート造の配筋工事等の工程



(令和元年7月1日から)

富山市建築基準法施行細則を一部改正し、具体的な検査事項、工事監理者の確認状況等を明記する書類(新様式)を添付して頂くこととなります。

### 《提出書類》

- ・ 中間検査申請書(別記第26号様式…建築基準法施行規則第4条の8)
- ・ 図面及び書類等(建築基準法施行規則第4条の8に定めるもの)
- ・ 工事監理報告書(中間検査)(様式第6号…富山市建築基準法施行細則)
- ・ 工種別施工監理報告書(様式第7号…富山市建築基準法施行細則)
- ・ 中間検査チェックシート

(新様式に関しては、建築指導課のHPよりダウンロード)

<特定工程及び特定工程後の工程の指定について、適用除外の対象を一部追加>

建築基準法第85条第6項の新設により、1年を超えて使用する仮設興行場等の仮設建築物の許可に関する規定が新たに追加されました。

このことを受け、同項により許可された建築物について、特定工程及び特定工程後の工程の指定の適用除外として新たに追加されます。

### 【お問合せ】

富山市 活力都市創造部 建築指導課 審査係

TEL : 076-443-2108